

選告示第56号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成25年12月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

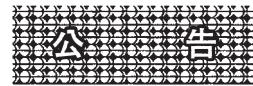
34,956	34,932
318,471	318,324
7,313	7,298
22,678	22,670
17,258	17,214
8,548	8,527
6,547	6,545
9,000	8,995
6,900	6,882
104,179	104,159
64,806	64,826
46,230	46,234
20,150	20,113
28,152	28,113
13,678	13,687
19,267	19,236
11,771	11,757
18,696	18,670
8,976	8,954
18,794	18,779
8,145	8,138
7,063	7,027
21,395	21,368
18,199	18,182
38,532	38,538
21,301	21,275
8,338	8,337
26,682	26,681

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フォルツァ松本フットボールクラブ
- 3 代表者の氏名
新村 重治
- 4 主たる事務所の所在地
松本市村井町西1丁目7番48号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、サッカー競技の普及・振興に関する事業、サッカー選手及び指導者・審判員等の育成及びその支援に関する事業、サッカー大会及び競技会等の企画・開催に関する事業、サッカー教室の企画・運営に関する事業を行い、サッカーを通じての子ども達の健全育成及びスポーツの振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
神畑ショッピングパーク
上田市神畑700-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
株式会社田原屋
神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1
株式会社セリア
岐阜県大垣市外濑2-38

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年8月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,054平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 268台
 - (2) 駐輪場の収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の面積 656平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 172立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時 年5日以内 午前8時	午後8時
株式会社田原屋	午前9時	
株式会社セリア		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで 年5日以内午前7時30分から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成25年11月29日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観

- 光課
- 10 縦覧の期間
平成25年12月16日から平成26年4月16日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観

経営支援課

公告

県営ひのきの里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営ひのきの里地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成25年12月17日から平成26年1月22日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡上松町役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松本都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成26年1月26日（日） 午後2時から
 - (2) 開催場所 波田公民館 講堂（松本市波田4417-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
松本都市計画区域区分の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成26年1月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してく

ださい。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成26年1月17日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所、松本市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

松本都市計画の変更案(「松本都市計画都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針の変更」,「松本都市計画区域区分の変更」)
に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考)
- 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 - 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 - 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成25年12月16日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

大 塚 淳一郎

1 落札に係る役務の名称及び数量

- (1) 役務 平成26年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
- (2) 予定数量 消化脱水汚泥 2,900トン
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
 - (2) 所在地 長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

- 3 落札者を決定した日
平成25年11月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 明星セメント株式会社 糸魚川工場
(2) 所在地 新潟県糸魚川市上刈7丁目1番1号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 15,552円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成25年10月10日

生活排水課